

救護義務違反として処罰されないために!!

交通事故を起こした場合は、必ず、警察に報告してください。
報告を受けた警察官が事故現場に臨場して、事故原因や怪我の有無等を確認しますので、後になって救護義務違反として処罰されることはありません。

● 交通事故の場合の措置

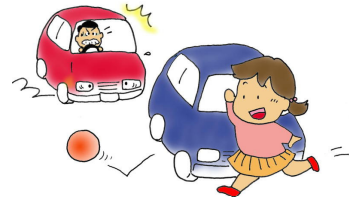
道路交通法第72条

交通事故があったときは、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、運転者は、警察官に事故が発生した日時及び場所、事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、事故に係る車両等の積載物並びに事故について講じた措置を報告しなければならない。

《罰則》

道路交通法第117条第2項

10年以下の懲役又は100万円以下の罰金



《救護義務違反の点数》

35点

※ 他に事故の点数が加わる場合がありますが、上記点数だけでも運転免許が取り消され、取消日から3年間免許の取得ができなくなります。

● 救護義務違反として取り扱われる事例

○ 相手方との接触、衝突がない事故

相手方と直接の接触が無くても、相手方の直前を通過したり、相手方に接近したりした時に相手方がびっくりして転倒したり、急ブレーキをかけたことで身体を痛めたりした場合に、停止せずに現場を立ち去る行為は救護義務違反に当たることがあります。

自分が相手方の転倒等に影響を与えたかどうか判然としない場合も必ず警察へ報告してください。

○ 当事者間の話し合いで解決したと判断して立ち去る事故

交通事故があったときに、相手方とその場で話をし、相手方が「大丈夫」と言った場合でも、後刻、相手方が受診して、警察に診断書を提出すれば救護義務違反に当たることがあります。

特に、相手方が子供の場合、びっくりしたり、恥ずかしさから「大丈夫」と答えることが多いので、外見上の怪我がない場合でも、必ず警察への報告と保護者等への連絡をしてください。

○ 相手方に事故の責任があると判断して立ち去る事故

相手方の飛び出しや信号無視など、事故の主原因が相手方にある場合に、自分は悪くないとの一方的な判断で救護措置を取らずに現場を立ち去ると、事故の過失責任は別として、救護義務違反は成立しますので、法律の規定どおり、直ちに運転を停止して、怪我をしている時は119番通報するとともに、相手方が「救急車は必要ない」と言った場合でも必ず警察へ報告してください。

◎ 参考

救護義務違反として処罰されない場合でも、警察への報告を怠れば報告義務違反として3か月以下の懲役、又は5万円以下の罰金が科せられる場合があります。

※ 根拠 道路交通法第72条後段、第119条第1項第10号